

証券コード 3154



第9期

メディアスホールディングス株式会社

定時株主総会 招集ご通知

開催日時：平成30年9月27日（木曜日）午前10時
〈受付開始予定時刻：午前9時〉

開催場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室

議決権行使期限

平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分

目次	招集ご通知	1
	事業報告	5
	計算書類等	29
	監査報告書	33
	株主総会参考書類	36

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3154
平成30年9月10日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番1号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷保彦

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、誠にお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月27日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第9期（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト (<https://www.medius.co.jp>)

議決権行使についてのご案内



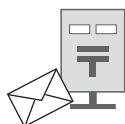
株主総会にご出席いただける場合

開催日時 平成30年9月27日（木曜日）午前10時開催（受付開始予定時刻：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様に限るものとさせていただきます。）

また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面にてご行使いただく場合

行使期限 平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによりご行使いただく場合

行使期限 平成30年9月26日（水曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォン等で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

◆ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料並びに通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる時がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

《インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合わせくださいますようお願い申し上げます。

【株主名簿管理人】	日本証券代行株式会社 代理人部
【ウェブサポート専用ダイヤル】	0120-707-743（フリーダイヤル）
【受付時間】	9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される時は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ◆インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
なお、議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いるときを除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

- ◆インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成30年9月26日（水曜日）の午後5時30分までに行われますようお願いいたします。
パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了時まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード並びにパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

- ◆議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ①パソコンからインターネットにアクセスできること。
 - ②インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer ver.5.01SP2以降を使用できること。
 - ③ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ④議決権行使サイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になるときは、Adobe Acrobat Reader Ver.4.0以降又はAdobe Reader ver.6.0以降を使用できること。
 - *Microsoft並びにInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国並びにその他の国における登録商標又は商標です。
 - *Adobe Acrobat Reader並びにAdobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国並びにその他の国における登録商標又は商標です。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、先行き不透明な状況が続いております。

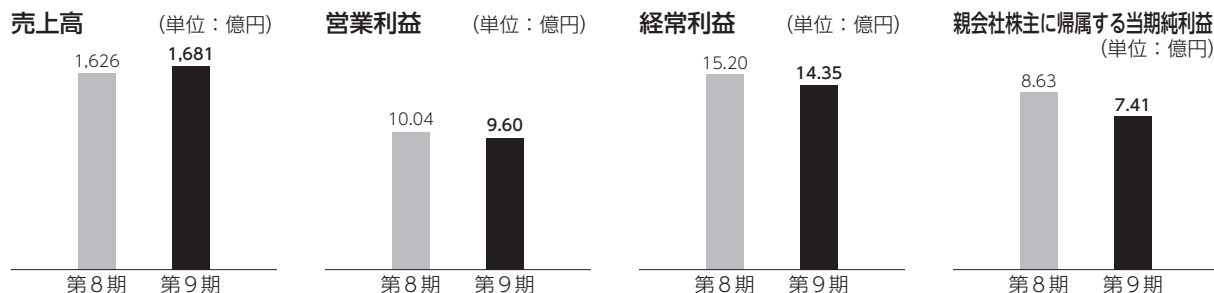
医療業界におきましては、増加し続ける国民医療費を背景に、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けた医療環境の変化に対応するため、効率的で質の高い医療提供体制(地域包括ケアシステム)の整備が進められております。国民皆保険の制度持続と効率化の一環として見直しが進められている診療報酬の2018年度改定におきましては、全体で1.19%の引き下げとなり、医療材料につきましても0.09%の引き下げとなりました。医療費のなかでも高齢化の影響による増加が著しい薬価関連につきましては1.65%の引き下げとなっている一方、医療機関の収入減少に対する調整として人件費や設備投資に回る診療報酬本体部分は0.55%の引き上げとなっております。

当社グループの属する医療機器販売業界におきましては、M&Aや業務提携等による業界再編をはじめとした企業間の競争が勢いを増しているなか、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供が求められる状況となっております。

このような経営環境のもと、当社グループは「地域医療への貢献」を経営理念に掲げ、医療機器の供給をはじめとして、ITによる管理システムや物流の効率化、高度・先進医療技術や医療現場に関する情報提供など医療経営のサポートを推進することで、多様化する医療機関からのニーズに応え、高度で信頼できる医療環境の創造へ貢献することを目標としております。なかでもSPD事業の拡大に注力しており、医療材料(消耗品)の販売を通じて手術室業務支援ソフトウェア「SURGLane®」や医療材料データベース・医療材料分析サービス「meccul®」、手術室の手術用品管理を目的とした手術室情報管理システム「MORISS」の提案等、医療機関の経営改善に繋がる複合的なサービスの推進に努めました。

その結果、売上高につきましては、設備投資に伴う大型案件の減少により備品販売は前年より低調に推移したものの、新規SPD契約の獲得により医療材料(消耗品)の販売が堅調に推移したため、全体としては前期を上回ることができました。利益面につきましては、備品の売上総利益率が前期より向上し、消耗品販売の増収効果もあり前期と比較し売上総利益は増加しました。販売管理費につきましては、SPD案件に係る人件費や業務委託費が増加しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は168,135百万円(前期比3.4%増)、営業利益は960百万円(同4.4%減)、経常利益は1,435百万円(同5.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は741百万円(同14.1%減)となりました。



事業セグメント別の業績の概況

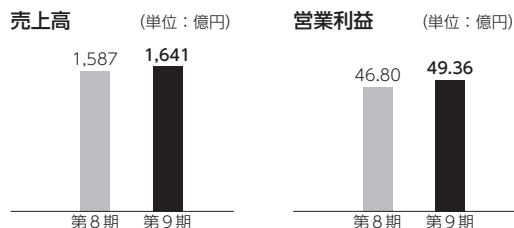
①医療機器販売事業

売上高 1,641億68百万円

(前期比3.4%増)

営業利益 49億36百万円

(前期比5.5%増)



医療機器販売事業における消耗品につきましては、新規獲得したSPD契約による販売増加により売上高は堅調に推移し、利益面につきましてもSPD契約を足掛かりとした販売増加による利益の獲得、販売促進リベート獲得が影響し、前期と比較して増加しました。備品につきましては、診断検査機器や手術室用の備品について一定の需要があったものの、新築移転等の大型案件が低調に推移したため、前期と比較して売上高は減少しましたが、利益率改善の取り組みにより、売上総利益につきましては前期と比較して増加しました。

この結果、売上高は164,168百万円(前期比3.4%増)、売上総利益は15,461百万円(同3.5%増)、セグメント利益(営業利益)は4,936百万円(同5.5%増)となりました。

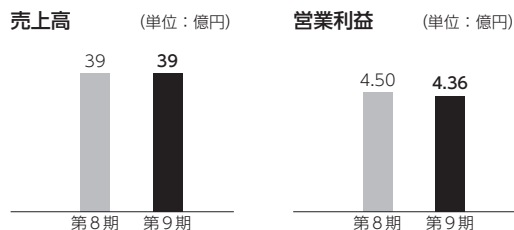
②介護・福祉事業

売上高 39億67百万円

(前期比1.4%増)

営業利益 4億36百万円

(前期比3.0%減)



介護・福祉事業につきましては、介護機器のレンタル事業及び備品販売が順調に推移し、前期と比較して売上高及び売上総利益が増加しました。

この結果、売上高は3,967百万円(前期比1.4%増)、売上総利益は1,655百万円(同1.6%増)、セグメント利益(営業利益)は436百万円(同3.0%減)となりました。

(注) 当社グループのセグメントは、次のとおりであります。

医療機器販売事業……(医療機器販売事業)

国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設に販売しており、当社グループの基幹となる事業であります。

(医療機器の修理及びメンテナンス事業)

当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

介護・福祉事業………国内外の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設及び介護施設並びに医療機器販売業者、一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した資金調達のうち、主なものは以下のとおりであります。

(当社)

株式会社ミタスの株式取得資金として、平成30年6月に銀行借入による900,000千円の資金調達をいたしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は379,251千円であります。(うち当社グループで使用する基幹システム等の機能強化を中心とした費用89,734千円)

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

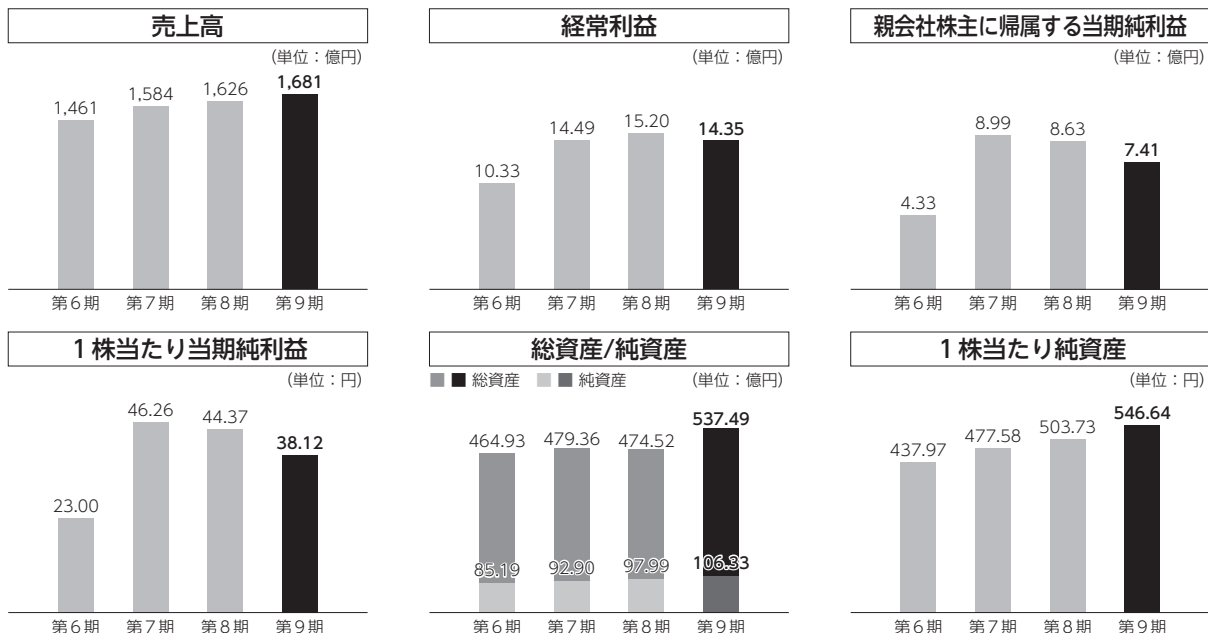
(7) 他の会社の株式その他の持分若しくは新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第6期 平成27年6月期	第7期 平成28年6月期	第8期 平成29年6月期	第9期 (当連結会計年度) 平成30年6月期
売 上 高 (千円)	146,168,943	158,400,395	162,654,100	168,135,875
経 常 利 益 (千円)	1,033,962	1,449,437	1,520,986	1,435,808
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (千円)	433,295	899,912	863,221	741,715
1株当たり 当期純利益 (円)	23.00	46.26	44.37	38.12
総 資 産 (千円)	46,493,144	47,936,988	47,452,699	53,749,914
純 資 産 (千円)	8,519,975	9,290,431	9,799,057	10,633,674
1株当たり 純 資 産 (円)	437.97	477.58	503.73	546.64

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、平成30年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。



(9) 対処すべき課題

政府は高齢化進展による2025年問題を見据え、診療報酬の見直し、病院の機能分化等の医療提供体制の整備を図っており、医療機器販売業界では償還価格の下落や競争激化による利益率の低下という影響を受けています。医療機器メーカーによるリスク低減施策として大手ディーラーへの取引先集約という動きもあることから、中小企業の多い医療機器販売業界においては、企業規模、商圏の拡大を目的とした経営統合の気運が一層高まるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループが中長期的な成長を維持して企業価値の最大化を図っていくために取り組むべき課題は次のとおりであります。

① 競争力の強化

当社グループの成長戦略の中核となる地域は、国内最大の市場である東京都を中心とする首都圏です。今までに培ったノウハウと情報ネットワークを活用して、医療機器の販売だけでなく病院物流管理システムの構築や医療材料データベースの提供、医療材料の消費分析、病院経営セミナーの開催等、病院の経営改善に総合的に貢献できる企業として引き続き首都圏の医療機関へ積極的に提案を行い、市場シェアの獲得へつなげるとともに、東海地区・北関東地区・東北地区・北陸地区における体制の更なる盤石化を図る方針です。

また、当社グループは品質管理体制や物流システムを更に強化して、医療機関の皆様が医療機器を安全に、安心してお使いいただけるように取り組んでいく方針です。

② 人財育成

大きな転換期を迎えている医療環境の中で、慣習や経験に囚われることのない自由闊達な社風の醸成と人財の育成を図る方針です。また、グループ横断型の委員会による各部門の強化施策や、ITを活用した情報の共有化やeラーニングによる教育のほか、各職位別の教育プログラムの実施により次世代の経営人財育成にも取り組んでいく方針です。

③ 効率的な経営体質

当社グループは、効率的な経営体質と内部統制の強化を目的として、基幹コンピュータシステムを開発し、グループ事業会社各社に導入いたしました。当該システムにおいて、主要仕入先の購買業務を共通化し、発注及び購買業務、支払業務及び資金管理を共有化し、業務効率及び資金効率の向上を図っています。中核子会社においては導入から数年が経過し、システム及び運用の両側面において成熟しつつありますが、引き続きシステムの改修へ取り組み、モバイル端末の活用も含めた業務環境の更なる整備により営業生産性の向上及び管理業務の効率化を図り、経営判断に有用な情報を適時に提供するための分析機能の向上も実現することで、より付加価値の高いシステム環境の構築を目指していく方針です。

④ M&Aの推進

当社グループは、多様化する医療機関のニーズに応えるために、M&Aを推進していく方針です。各地域に密着した企業と当社グループの融合により、スケールメリットを活用した斬新な提案や大胆な価格提示等、医療機関の変化に対応した活動に努めてまいります。

(10) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社グループは、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタルを主な事業として取り組んでおります。

(11) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
協和医科器械株式会社	千円 80,000	% 100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社栗原医療器械店	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社オズ	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社メディカルバイオサイエンス	11,000	100	医療機器の修理及びメンテナンス業務
メディアソリューション株式会社	20,000	100	医療用材料管理業務の受託及び医療用材 料の販売 在庫管理ソフトのASPサービス事業
株式会社ネットワーク	50,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
株式会社秋田医科器械店	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ジオット	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社ケアフォース	50,000	100	介護機器の輸入、販売

(注) 1. 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(12) 支店及び営業所 (平成30年6月30日現在)

- ① 当社 東京都中央区京橋一丁目1番1号
- ② 子会社
- 協和医科器械株式会社
- | | | |
|---------|--------------------|------|
| 本社 | 静岡県静岡市駿河区池田156番地の2 | |
| 支店及び営業所 | 神奈川県 | 2 拠点 |
| | 静岡県内 | 6 拠点 |
| | 愛知県内 | 5 拠点 |
| | 山梨県内 | 1 拠点 |
- 株式会社栗原医療器械店
- | | | |
|---------|----------------|------|
| 本社 | 群馬県太田市清原町4番地の6 | |
| 支店及び営業所 | 群馬県内 | 4 拠点 |
| | 埼玉県内 | 4 拠点 |
| | 茨城県内 | 2 拠点 |
| | 栃木県内 | 1 拠点 |
| | 東京都内 | 5 拠点 |
| | 千葉県内 | 2 拠点 |
- 株式会社オズ
- | | | |
|-----|----------------------|------|
| 本社 | 静岡県静岡市駿河区高松二丁目23番39号 | |
| 営業所 | 静岡県内 | 3 拠点 |
| | 愛知県内 | 1 拠点 |
- 株式会社メディカルバイオサイエンス
- | | | |
|-----|-----------------|------|
| 本社 | 群馬県太田市清原町1番地の10 | |
| 営業所 | 群馬県内 | 1 拠点 |
| | 埼玉県内 | 1 拠点 |
| | 茨城県内 | 1 拠点 |
- メディアソリューション株式会社
- | | | |
|-----|---------------------|------|
| 本社 | 東京都千代田区神田須田町一丁目8番4号 | |
| 事業部 | 群馬県内 | 1 拠点 |
- 株式会社ネットワーク
- | | | |
|----|-------------------|--|
| 本社 | 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目21番4号 | |
|----|-------------------|--|
- 株式会社秋田医科器械店
- | | | |
|-----|---------------------|------|
| 本社 | 秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地2 | |
| 営業所 | 秋田県内 | 3 拠点 |
- 株式会社ジオット
- | | | |
|-----|------------------|------|
| 本社 | 福島県郡山市桑野五丁目14番6号 | |
| 営業所 | 福島県内 | 5 拠点 |
- 株式会社ケアフォース
- | | | |
|----|-----------------|--|
| 本社 | 東京都中央区京橋一丁目5番5号 | |
|----|-----------------|--|

(13) 従業員の状況 (平成30年6月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,515名	40名増	37.4歳	10.4年

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (平成30年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	千円 2,226,263
株式会社静岡銀行	1,156,500
株式会社群馬銀行	850,000
株式会社埼玉りそな銀行	625,000
株式会社清水銀行	403,725
株式会社八十二銀行	300,000
株式会社三井住友銀行	285,000
株式会社東邦銀行	140,000
株式会社三菱UFJ銀行	100,000
株式会社栃木銀行	72,515
株式会社北都銀行	25,000
株式会社秋田銀行	15,000
株式会社足利銀行	4,993
株式会社中京銀行	3,250

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成29年12月7日開催の取締役会において、株式会社ミタス（以下「ミタス」）の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、ミタス及びディーセンス株式会社（以下「ディーセンス」）を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式譲渡契約、株式交換契約を締結いたしました。

その後、平成30年7月1日に現金による株式取得及び平成30年7月2日に株式交換を行い、ミタス及びディーセンスが当社の重要な子会社に加わりました。

詳細につきましては「第9期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示事項」の10ページをご参照ください。

2. 当社の株式に関する事項（平成30年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,452,606株（自己株式930株を除く）
- (3) 株主数 9,117名
- (4) 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	持株数	持株比率
株式会社エム・ケー	2,190,000株	11.25%
株式会社イケヤ	1,920,000	9.87
メディアスホールディングス従業員持株会	1,085,512	5.58
梅澤 悟	475,500	2.44
池谷 保彦	423,904	2.17
野田 了子	396,900	2.04
アルフレッサホールディングス株式会社	382,800	1.96
栗原医療従業員持株会	375,700	1.93
永田 幸夫	361,260	1.85
宮地 修平	360,000	1.85

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年2月20日開催の取締役会決議により、平成30年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。これにより発行済株式の総数は12,969,024株増加して19,453,536株となっております。また、当該株式分割に伴い、同日付で定款を変更し、発行可能株式総数は39,600,000株増加して59,400,000株となっております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(平成30年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 谷 保 彦	当社社長執行役員 協和医科器械株式会社取締役 株式会社栗原医療器械店取締役 株式会社オズ取締役 株式会社エヌエイチエス静岡取締役 メディアソリューション株式会社取締役 株式会社イケヤ代表取締役社長 株式会社ケアフォース取締役 株式会社ミタス取締役
取 締 役	宮 地 修 平	当社常務執行役員営業管理統括本部長 株式会社ミタス代表取締役社長 株式会社Focal Trust代表取締役社長 株式会社M' s 取締役
取 締 役	芥 川 浩 之	当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 株式会社ケアフォース取締役
取 締 役	栗 原 勝	当社専務執行役員 株式会社栗原医療器械店代表取締役社長 株式会社メディカルバイオサイエンス取締役 株式会社エム・ケー取締役 株式会社ジオット取締役 株式会社ネットワーク取締役 ディーセンス株式会社取締役
取 締 役	柴 田 英 治	当社専務執行役員 協和医科器械株式会社代表取締役社長 株式会社オズ取締役
取締役 (社外取締役)	遠 山 峰 輝	株式会社メディカルクリエイト代表取締役社長
取締役 (社外取締役)	信 友 浩 一	株式会社信友ムラ事務所代表取締役
取締役 (社外取締役)	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	小 林 勝 美	メディアソリューション株式会社監査役 認定特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構監事
常 勤 監 査 役	山 口 光 夫	株式会社ジオット監査役 株式会社ケアフォース監査役
監査役（社外監査役）	大 澤 恒 夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 桐蔭横浜大学法科大学院教授
監査役（社外監査役）	武 内 秀 明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
監査役（社外監査役）	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社代表取締役会長 株式会社WE B マーケティング総合研究所取締役 日本ソーラーホールディングス株式会社代表取締役
監査役（社外監査役）	桑 原 和 明	税理士（桑原税理士事務所代表）

- (注) 1. 監査役桑原和明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は、遠山峰輝氏、信友浩一氏、越後純子氏、大澤恒夫氏、武内秀明氏、寺井宏隆氏及び桑原和明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役)

氏 名	責任限定契約の内容
遠 山 峰 輝	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
信 友 浩 一	
越 後 純 子	

(監査役)

氏 名	責任限定契約の内容
小 林 勝 美	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
山 口 光 夫	
大 澤 恒 夫	
武 内 秀 明	
寺 井 宏 隆	
桑 原 和 明	

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	取締役 (社外取締役)		監査役 (社外監査役)		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬等	11名 (3名)	110,550千円 (15,000千円)	6名 (4名)	47,490千円 (18,600千円)	17名 (7名)	158,040千円 (33,600千円)

(注) 期末現在の人員数は取締役8名、監査役6名であります。

② 役員の報酬等の決定方針の内容及び決定方法

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役及び代表取締役社長、人事担当取締役より構成される「取締役報酬案策定会議」を設置しております。同会議は、当社及び当社グループの各取締役の報酬の水準及び指標等について検討し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証しております。監査役の報酬については、監査役の協議に基づき個別報酬を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職の状況

地 位	氏 名	兼職先及び兼職内容
社 外 取 締 役	遠 山 峰 輝	株式会社メディカルクリエイト代表取締役社長
社 外 取 締 役	信 友 浩 一	株式会社信友ムラ事務所代表取締役
社 外 取 締 役	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 桐蔭横浜大学法科大学院教授
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社代表取締役会長 株式会社WEBマーケティング総合研究所取締役 日本ソーラーホールディングス株式会社代表取締役
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	税理士（桑原税理士事務所代表）

(注) 各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

② 主要な活動状況

地 位	氏 名	主要な活動状況
社 外 取 締 役	遠 山 峰 輝	当事業年度中に開催された取締役会（19回中18回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 取 締 役	信 友 浩 一	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 取 締 役	越 後 純 子	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（13回中12回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（13回中12回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	当事業年度中に開催された取締役会（19回中19回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

(5) 取締役会の実効性評価結果の概要

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的といたしまして、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題について、取締役会における今後の取組等を検討し、実効性に関する分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会は、規模、構成、運営状況等において、経営上の重要な意思決定及び業務執行体制等が適切に構築されており、取締役会における実効性は概ね確保できていると評価いたしました。一方で、取締役会の監督機能の一層の強化のため、経営戦略や会社の方向性等の中長期的な経営課題に関する議論をさらに充実させていくことが課題であること、また、その実現に向けて、引き続き取締役会での審議のプロセスの見直し及び社外役員間の情報共有の更なる充実等が必要であることを確認・共有いたしました。

当社は、本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 報酬等の額

49,000千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

57,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査（デューデリジェンス）業務、業務効率化・労務管理体制構築支援業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理及び監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨を通知するものとし、当社取締役会がかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 有限責任監査法人トーマツの本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、有限責任監査法人トーマツに悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,000万円又は有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 有限責任監査法人トーマツの行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに有限責任監査法人トーマツに結果を通知するものとする。

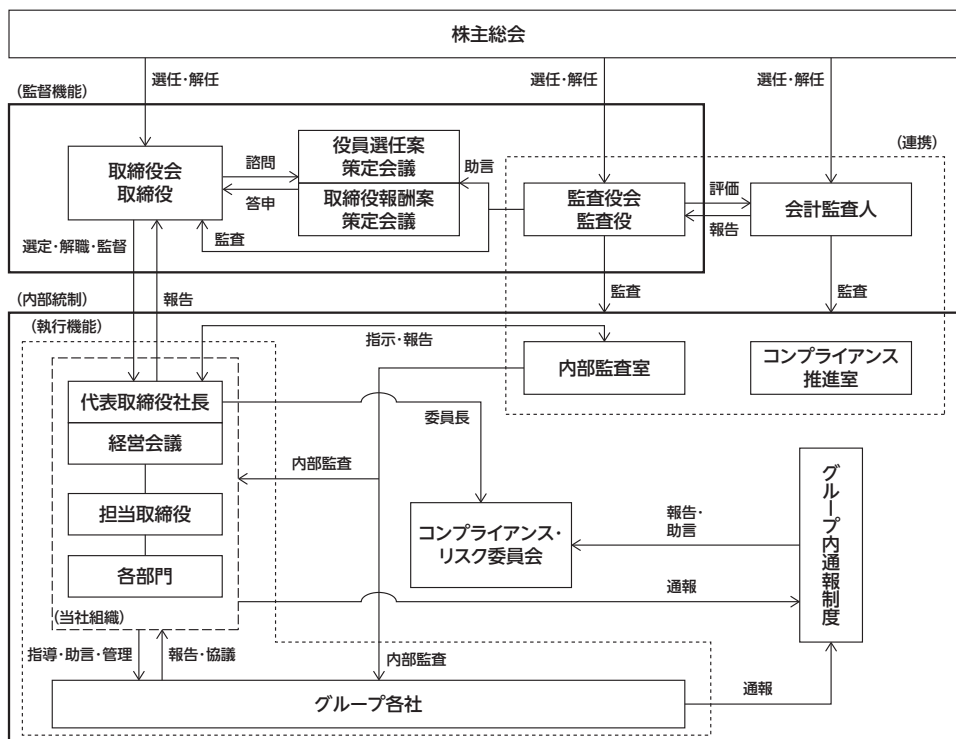
5. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「地域医療への貢献」という経営理念のもと、企業価値の最大化を目指す観点から経営判断の基準を「利潤の追求」と「社会的責任」に置いております。

企業は株主のものであり、取締役は株主の経営執行の代行者であるということを基本としつつ、企業は社会のすべてのステークホルダーの支持を得てこそ、その価値を向上できると考えております。そのため当社では、効率的かつ健全で透明性を確保した企業経営が重要であると考えており、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の定めるところにより、コーポレート・ガバナンスの徹底に努めてまいります。当社経営における意思決定・監督、業務執行及び監査に関するコーポレート・ガバナンスの体制は次図のとおりであります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要



メディアスホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン

<https://www.medius.co.jp/assets/2017/09/cgGuideline.pdf>

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

(1) 当社及び各子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び各子会社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンスガイドラインを制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当社及び各子会社から成る当社グループ全体の理解を深め、当社グループにおけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当社に、当社グループの取締役（社外取締役を除く。）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関するeラーニング等による社内研修制度を構築し、実施する。
- ② 当社グループにおけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当社に、当社の代表取締役を委員長とし、当社の取締役及び監査役、各子会社の代表取締役社長を委員とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④ 当社及び各子会社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に出席し、理解を高める。
- ⑤ 当社グループにおけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」を設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑥ 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした対応で、徹底的にこれを排除し、また付け入る余地を与えないよう配慮する旨を基本方針とする。当社グループにおける反社会的勢力排除体制としては、対応マニュアル等を制定し、所管部署を定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。

なお、所轄警察署や特殊暴力防止対策連合会等外部機関と連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。

- ⑦ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適正性を確保する。
- ⑧ 当社の監査役と内部監査室は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役会等の議事録や稟議書等、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 当社の取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び各子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当社及び各子会社の各部門が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当社及び各子会社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。
- ② 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当社グループにおいてグループ横断的な「大規模災害BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。
- ③ 当社グループ全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をコンプライアンス・リスク委員会にて行う。
- ④ コンプライアンス・リスク委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、当社及び各子会社が連携をとりながら、グループ横断的見地から、リスク管理体制を整備する。
- ⑤ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて、当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催するものとし、各子会社においてはその規模等に応じて、定期的に取締役会を開催し、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。

- ② 当社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図り、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
- ③ その他社内規程を整備することにより、当社及び各子会社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

(5) 各子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社において「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する管理を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要な事項等について事前に報告を受け、当社及び各子会社において事前協議を行う。
- ② 当社の子会社管理部門は、各子会社における次の事項について、当該会社より遅滞なく報告を受ける。
 - a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
 - b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項
 - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
- ③ グループを横断した会議体を開催し、営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事その他の経営事項についてグループ横断的な見地から、報告及び検討を行う。
- ④ 必要に応じて各子会社の代表取締役が当社取締役会への出席を求め、その職務の執行状況の報告を受ける。

(6) その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

- 上記(1)から(5)に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。
- ① 当社の子会社管理部門において子会社の指導、育成を推進して、企業集団としての業務の適正性を確保する。
 - ② 当社が、各子会社の管理部門における業務の一部を支援し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
 - ③ 当社の内部監査室は、取締役会が承認した内部統制評価基本計画書に基づき、当社及び各子会社に対する監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査役会に報告する。
 - ④ 子会社に対し、必要に応じて当社の規程・マニュアル等を提供するとともに管理・監督し、また必要に応じて教育研修を行う。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査室によって評価する。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
- ② 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。
- ③ 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 当社及び各子会社の取締役及び使用人並びに各子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。
- ② 前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。

- ③ 当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当社の監査役へ報告するものとし、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
 - a. 法令、定款に違反する又はそのおそれがある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
 - b. 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項
 - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
 - d. その他業務遂行上必要と判断した事項
- ④ 当社の内部監査室は、その実施した当社グループにおける内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当社の監査役へ報告する。
- ⑤ 当社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」にて受けた通報の内容を、当社の監査役へ報告する。
- ⑥ 当社の監査役は、各子会社の監査役と連携し、定期的に又は随時、各子会社の監査役からその監査状況及び各子会社の取締役及び使用人から受けた報告の内容等について報告を受ける。
- ⑦ 当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 当社の監査役職務執行について生ずる費用等に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。

(11) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。
- ② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- ④ 取締役は、監査役職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

- ⑤ 当社の監査役と各子会社の監査役は、互いに連携を図り、定期的に当社グループの監査役連絡会等を開催するなどして、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(当該体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 業務執行体制

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当取締役及び各所管部門がそれぞれ分掌された業務をその権限の範囲において執行しております。また、職務の執行の過程で生じる文書その他の情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」及び「機密漏洩防止規程」に基づき保存、管理しております。

当事業年度においては、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を計7回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会決議事項とされる重要項目について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを実施いたしました。

当社の子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画部が窓口となり、各所管部門が子会社の管理部門に対する継続的な情報収集及び指導・支援を行っております。また、毎月開催する経営会議（当社の代表取締役社長その他の常勤取締役及び各子会社の代表取締役にて構成。）の場にて子会社の業績及び事業計画の進捗状況の報告を求めて審議し、その結果を当社の取締役会へ報告することによって、子会社のモニタリングを実施しております。

また、グループを横断した会議体である拡大営業会議、その他委員会を当社に設置し、各会議体において営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事、その他経営事項について報告・検討を実施することにより、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制、財務報告の信頼性の確保

当社は行動規範として「コンプライアンスガイドライン」(<https://www.medius.co.jp/assets/2017/09/cmpGuideline.pdf>)を策定しており、その継続的な周知徹底のため、社内研修としてグループの取締役（社外取締役を除く）及び使用人を対象に、コンプライアンスガイドラインの読み合せ、その他内部統制・リスク管理に関する基本的知識の習得等の研修を実施しております（全6回）。

代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び監査役並びに各子会社の代表取締役を委員とするコンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回開催し、社内通報制度「Kコール」の通報内容を含むコンプライアンス及びリスクに関する事項についての報告・検討を実施しております。

代表取締役社長直轄の内部監査室が、年間内部監査計画（内部統制評価基本計画書及び通常内部監査基本計画書）に基づきグループ各社に対する内部監査を実施し、統制環境、統制活動等の状況についてモニタリングを実施しております。

(3) 反社会的勢力排除への取り組み

所管部署を人事総務部と定め、反社会的勢力排除を目的とした公益社団法人への加入・情報交換を行うほか、お取引先様との契約書などに反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、「反社排除に関するチェックマニュアル」に基づき契約先が反社会的勢力でないことの調査（取引開始時及び半期ごとの定期実施）等を実施しております。

(4) 監査役関連

常勤監査役の監査補助及び監査役会の事務局業務を行う使用人を選任しております（他の業務と兼務）。当該業務については常勤監査役が直接指示を行っております。また当該使用人の人事評価については常勤監査役より同意を得ております。

代表取締役、担当取締役及び各本部長による会議その他の重要な会議については、その開催時期等を通知し、常勤監査役が当該会議に出席する機会を確保しております。また、内部監査の結果その他業務遂行上重要な事項について、漏れなく常勤監査役に対して報告しております。

当事業年度においては、監査役会等の場において、代表取締役社長と監査役はコンプライアンス面や内部統制の整備状況について相互認識を深めるための意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,330,414	流 動 負 債	40,179,941
現金及び預金	6,932,057	支払手形及び買掛金	32,978,762
受取手形及び売掛金	30,182,442	短期借入金	5,195,354
リース投資資産	49,456	未払法人税等	394,758
商品及び製品	6,363,614	その他	1,611,065
原材料及び貯蔵品	15,568	固 定 負 債	2,936,298
繰延税金資産	138,480	長期借入金	1,011,892
その他	2,652,009	繰延税金負債	488,373
貸倒引当金	△3,214	退職給付に係る負債	1,006,317
固 定 資 産	7,419,499	資産除去債務	25,412
有形固定資産	2,654,067	その他	404,302
建物及び構築物	769,101	負債合計	43,116,239
工具、器具及び備品	159,788	純 資 産 の 部	
土地	1,669,491	株 主 資 本	9,641,320
その他	55,685	資本金	1,285,270
無形固定資産	371,428	資本剰余金	1,395,240
のれん	2,651	利益剰余金	6,961,234
その他	368,777	自己株式	△424
投資その他の資産	4,394,003	その他の包括利益累計額	992,353
投資有価証券	2,687,027	その他有価証券評価差額金	1,113,668
繰延税金資産	353,900	退職給付に係る調整累計額	△121,314
その他	1,374,542		
貸倒引当金	△21,466	純資産合計	10,633,674
資産合計	53,749,914	負債純資産合計	53,749,914

連結損益計算書（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		168,135,875
売上原価		151,019,570
売上総利益		17,116,305
販売費及び一般管理費		16,155,594
営業利益		960,710
営業外収益		
受取利息	1,516	
受取配当金	68,969	
仕入割引	361,254	
受取手数料	57,372	
その他	55,012	544,125
営業外費用		
支払利息	35,317	
持分法による投資損失	15,903	
その他	17,806	69,027
経常利益		1,435,808
特別利益		
固定資産売却益	5,294	5,294
特別損失		
固定資産売却損	57	
固定資産除却損	3,428	
減損損失	61,853	
賃貸借契約解約損	31,486	96,826
税金等調整前当期純利益		1,344,275
法人税、住民税及び事業税	672,341	
法人税等調整額	△69,781	602,560
当期純利益		741,715
親会社株主に帰属する当期純利益		741,715

計算書類

貸借対照表（平成30年6月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,243,085	流 動 負 債	10,602,764
現金及び預金	229,028	買掛金	3,228,988
売掛金	1,851	短期借入金	7,076,596
原材料及び貯蔵品	2,184	リース債務	14,331
前払費用	18,816	未払金	200,705
繰延税金資産	4,841	未払費用	8,332
立替金	9,980,563	未払法人税等	18,289
その他	1,005,799	前受金	22,880
固 定 資 産	6,609,372	預り金	19,969
有形固定資産	126,456	その他	12,670
建物	10,752	固 定 負 債	1,742,008
構築物	7,571	長期借入金	996,892
工具、器具及び備品	6,432	リース債務	12,734
土地	71,332	繰延税金負債	386,801
リース資産	30,366	退職給付引当金	716
無形固定資産	294,600	債務保証損失引当金	269,401
ソフトウェア	293,293	資産除去債務	8,719
その他	1,307	その他	66,743
投資その他の資産	6,188,314	負債合計	12,344,772
投資有価証券	1,937,897	純 資 産 の 部	
関係会社株式	4,073,282	株 主 資 本	4,622,678
関係会社長期貸付金	355,400	資本金	1,285,270
長期前払費用	1,150	資本剰余金	3,023,194
その他	95,984	資本準備金	493,982
貸倒引当金	△275,400	その他資本剰余金	2,529,212
		利益剰余金	314,638
		利益準備金	91,748
		その他利益剰余金	222,889
		繰越利益剰余金	222,889
		自己株式	△424
		評価・換算差額等	885,006
		その他有価証券評価差額金	885,006
		純資産合計	5,507,685
資産合計	17,852,457	負債純資産合計	17,852,457

損益計算書（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		
経営管理料	684,528	
業務受託料	492,080	
関係会社受取配当金	606,779	1,783,388
売上原価		
業務受託原価	381,954	381,954
売上総利益		1,401,433
販売費及び一般管理費		1,062,707
営業利益		338,726
営業外収益		
受取利息	1,245	
受取配当金	12,101	
仕入割引	327,337	
その他	9,762	350,446
営業外費用		
支払利息	40,422	
貸倒引当金繰入額	200,000	
債務保証損失引当金繰入額	25,070	
その他	29	265,522
経常利益		423,650
特別損失		
固定資産除却損	1,368	
関係会社株式評価損	357,817	359,186
税引前当期純利益		64,463
法人税、住民税及び事業税	17,430	
法人税等調整額	△733	16,697
当期純利益		47,766

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年8月10日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年8月10日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月22日

メディアスホールディングス株式会社監査役会
常勤監査役 小林勝美 ㊟
常勤監査役 山口光夫 ㊟
監査役 大澤恒夫 ㊟
監査役 武内秀明 ㊟
監査役 寺井宏隆 ㊟
監査役 桑原和明 ㊟

【注】 監査役 大澤恒夫、監査役 武内秀明、監査役 寺井宏隆及び監査役 桑原和明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

株主配当金につきましては、中長期にわたる経営基盤の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、かかる方針を踏まえ1株につき普通配当金14円とさせていただきたく存じます。

なお、配当原資については、「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額272,336,484円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年9月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 池谷保彦 (昭和29年1月16日)	昭和51年4月 村中医療器(株)入社 昭和53年6月 協和医科器械(株)入社 平成3年8月 同社取締役営業部長兼浜松支店長 平成6年7月 同社常務取締役営業本部長 平成7年8月 (株)オズ取締役(現任) 平成9年8月 協和医科器械(株)常務取締役東海営業本部長 平成12年10月 (株)エヌエイチエス静岡取締役(現任) 平成13年9月 協和医科器械(株)代表取締役社長 平成21年7月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年5月 (株)ケー・エス・ピー・ディ(現:メディアスソリューション(株))取締役(現任) 平成22年7月 (株)栗原医療器械店取締役(現任) 平成22年9月 協和医科器械(株)取締役 当社社長執行役員(現任) 平成23年9月 協和医科器械(株)取締役会長 平成25年2月 (株)イケヤ代表取締役社長(現任) 平成26年9月 協和医科器械(株)取締役(現任) 平成29年2月 (株)ケアフォース取締役(現任) 平成30年6月 (株)ミタス取締役(現任)	423,904株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 池谷保彦氏は、当社の代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の業績向上を牽引しております。コーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>再任</p> <p>宮地 修平 みやじ しゅうへい (昭和49年2月6日)</p>	<p>平成7年3月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 取締役 平成10年4月 東芝メディカルシステムズ(株) (現：キヤノンメディカルシステムズ(株)) 入社 平成18年5月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 専務取締役 平成21年1月 同社代表取締役社長 (現任) 平成21年3月 (株)Focal Trust代表取締役社長 (現任) 平成26年9月 (株)M's取締役 (現任) 平成29年9月 当社取締役 (現任) 当社常務執行役員営業管理統括本部長 平成30年9月 当社常務執行役員コーポレート統括本部長 (現任)</p>	360,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 宮地修平氏は、当社の重要な子会社である株式会社ミタスにおいて代表取締役社長として経営に携わっており、候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
3	<p>再任</p> <p>芥川 浩之 あくたがわ ひろゆき (昭和42年8月19日)</p>	<p>平成3年4月 臼井国際産業(株)入社 平成3年11月 協和医科器械(株)入社 平成15年7月 同社経理部長 平成21年7月 当社管理本部長兼経理部長 平成22年9月 (株)ケー・エス・ピー・ディ (現：メディアソリューション(株)) 取締役 平成22年10月 当社執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 平成25年5月 (株)秋田医科器械店取締役 平成26年9月 当社取締役 (現任) 平成27年9月 当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 (現任) 平成29年9月 (株)ケアフォース取締役 (現任)</p>	36,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 芥川浩之氏は、経営管理部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しております。当社及び当社グループ管理の推進と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>くりばら</small> <small>まさる</small> 栗原 勝 (昭和45年9月21日)	平成2年4月 (株)栗原医療器械店入社 平成4年4月 ヴィッカーズメディカルインターナショナル入社 平成6年8月 日本コーリン(株) (現：フクダコーリン(株)) 入社 平成11年4月 ポストン・サイエンティフィックジャパン(株)入社 平成13年5月 (株)栗原医療器械店入社 平成16年8月 同社取締役 平成21年8月 (株)メディカルバイオサイエンス取締役 (現任) 平成21年9月 (株)エム・ケー取締役 (現任) 平成22年9月 当社取締役 (現任) 平成25年9月 (株)栗原医療器械店専務執行役員 平成26年9月 (株)ジオット取締役 (現任) 平成27年9月 当社常務執行役員営業管理統括本部長 平成29年9月 当社専務執行役員 (現任) (株)栗原医療器械店代表取締役社長 (現任) (株)ネットワーク取締役 (現任) 平成30年6月 ディーセンス(株)取締役 (現任)	102,100株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 栗原勝氏は、当社の重要な子会社である株式会社栗原医療器械店において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>再任</p> <p>しばた えいじ 柴田 英治 (昭和30年9月24日)</p>	<p>昭和53年3月 協和医科器械(株)入社 平成12年7月 同社総務部長 平成14年7月 同社内部監査室長 平成19年9月 同社取締役 同社常務執行役員経営管理本部長 (株)オズ取締役 平成21年7月 当社取締役 平成22年9月 協和医科器械(株)副社長執行役員 平成29年9月 当社取締役専務執行役員 (現任) 協和医科器械(株)代表取締役社長 (現任) (株)オズ取締役 (現任)</p>	134,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 柴田英治氏は、当社の重要な子会社である協和医科器械株式会社において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
6	<p>再任</p> <p>とよやま みねき 遠山 峰輝 (昭和40年10月24日)</p>	<p>平成3年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成12年5月 (株)メディカルフリエイト代表取締役社長 平成14年9月 協和医科器械(株)取締役 平成16年2月 (株)先端機能画像医療研究センター取締役 平成17年12月 (株)ケア・アソシエイツ (現：(株)アルテディア) 代表取締役CEO 平成18年11月 (株)磐梯アルテディアメディカルパートナーズ代表取締役 平成19年7月 (株)メディカルフリエイト代表取締役社長 (現任) 平成21年7月 当社取締役 (現任) 平成25年2月 フェアリンク(株)取締役 平成28年12月 (株)キッズプライド取締役 (現任)</p>	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 遠山峰輝氏は、長年にわたり、医療機器業界に関する職務に携わり、他社の取締役を多数経験しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、同氏の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年2ヵ月であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p>再任</p> <p>のぶとも こういち 信友 浩一 (昭和22年1月13日)</p>	<p>昭和46年4月 九州大学医学部助手</p> <p>昭和53年4月 国立療養所近畿中央病院（現：独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター）医師</p> <p>平成2年4月 国立医療・病院管理研究所（現：国立保健医療科学院）医療政策研究部長</p> <p>平成5年4月 国立循環器病センター（現：国立循環器病研究センター）運営部長</p> <p>平成8年2月 九州大学大学院（現：国立大学法人九州大学大学院）教授（医療システム学）兼九州大学医学部附属病院（現：国立大学法人九州大学医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院）副院長</p> <p>平成22年4月 福岡市医師会成人病センター院長 特定非営利活動法人よりよい地域医療を応援する会代表</p> <p>平成24年4月 (株)信友ムラ事務所代表取締役（現任）</p> <p>平成24年6月 一般社団法人九州大学医学部同窓会監事</p> <p>平成24年9月 当社取締役（現任）</p> <p>平成27年4月 一般財団法人日本尊厳死協会評議員（現任）</p>	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 信友浩一氏は、医師であり、医療関連業界における知識と見識を有しているその経歴を通じて幅広い視点からの意見を期待するとともに、その知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
8	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">越後純子 (昭和42年10月14日)</p>	<p>平成5年5月 筑波大学附属病院（現：国立大学法人筑波大学附属病院）研修医</p> <p>平成8年9月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）研究員</p> <p>平成10年11月 (株)日立製作所日立総合病院放射線科医員</p> <p>平成15年7月 特定医療法人つくばセントラル病院(現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院)放射線科部長</p> <p>平成20年9月 新司法試験合格</p> <p>平成20年11月 新第62期司法修習生</p> <p>平成22年1月 弁護士登録 国立大学法人金沢大学附属病院特任准教授</p> <p>平成27年7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部</p> <p>平成27年9月 当社取締役（現任）</p> <p>平成28年7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長（現任）</p>	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 越後純子氏は、医師及び弁護士であり、医療関連業界における知識と見識を有しているその経歴を通じて幅広い視点からの意見を期待するとともに、その知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠山峰輝氏、信友浩一氏及び越後純子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は現在各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、遠山峰輝氏、信友浩一氏及び越後純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

(ご参考)

1. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役候補者の指名については、以下のような基準に従って、社外取締役及び代表取締役社長、人事部門担当取締役で構成される任意の指名委員会において、役員候補者を審議し、取締役会に対して役員候補者の推薦を行い、株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。

- ・職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること。
- ・業務執行役員については、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること。

2. 社外取締役の独立性判断基準及び資質について

当社は社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社の利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会はじめとした意思決定・監督機関における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えております。

第3号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年9月22日開催の第1期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、勤務の継続及び業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当社の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は8名（うち社外取締役は3名）となります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額90,000千円以内とし、当社の取締役会決議に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年52,500株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、3事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には1事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は30,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は17,500株以内に相当します。

また、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定されます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。また、当初は2019年6月期から2021年6月期までの中期経営計画を対象期間としますが、新たな中期経営計画が策定される度に、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続することを予定しております。

1.導入する制度概要

本制度はあらかじめ設定した基準ユニット数を基礎として、中期経営計画の対象期間当初に開催される定時株主総会の日から中期経営計画の最終年度の期末日（以下「評価対象期間」といいます。）における継続勤務や業績目標の達成度によって確定した支給ユニット数に応じて当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び金銭が対象取締役に交付される仕組みです。本制度は以下の2つに分類されます。

- (1)評価対象期間の継続勤務を条件に、事前に定める数の当社株式を、評価対象期間終了後に交付する類型の継続勤務発行型株式報酬（Restricted Stock Unit 以下「RSU」といいます。）
- (2)中期経営計画の最終年度の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付する類型の業績連動発行型株式報酬（Performance Share Unit 以下「PSU」といいます。）

2.基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法

- (1)RSUにつきましては、取締役の役位等により定められる「株式報酬としての基準額（RSU）」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。評価対象期間の継続勤務を条件として、基準ユニット数と同数の支給ユニット数が確定します。

$$\text{支給ユニット数} = \text{基準ユニット数} \times \text{※対象期間中の継続勤務を条件とします。}$$

- (2)PSUにつきましては、取締役の所属する会社等により定められる「株式報酬としての基準額（PSU）」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。基準ユニット数に中期経営計画の最終年度の業績達成度による支給率を乗じて支給ユニット数を算出します。業績目標の指標及び業績達成度による支給率は、評価対象期間開始当初の取締役会で予め定めるものとします。なお、当初の評価対象期間（2021年6月期までの中期経営計画）においては、下表の通り、連結売上高及び連結ROEによる業績目標の達成率に応じて、0%から100%の範囲で支給率が変動するものとします。

$$\text{支給ユニット数} = \text{基準ユニット数} \times \text{支給率（業績目標の達成率）}$$

中期経営計画（2019年6月期～2021年6月期）のPSUによる支給率表

		連結売上高（2021年6月期）		
		2,000億円未満	2,000億円以上 ～2,500億円未 満	2,500億円以上
連結ROE (2021年6月期)	7%以上 7.5%未満	0%	30%	60%
	7.5%以上 8%未満	20%	50%	80%
	8%以上	40%	70%	100%

3. 金銭報酬債権額の算定方法

評価対象期間経過後に対象取締役が付与される金銭報酬債権額は、本制度により取締役に対して最終的に確定した支給ユニット数に、評価対象期間終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます。）を乗じることにより算定されます。

$$\text{付与される金銭報酬債権額} = \text{支給ユニット数} \times \text{当社株式終値}$$

4. 当社株式及び金銭の支給

対象取締役は、当社から支給されたRSUとしての金銭報酬債権額の全額及びPSUとしての金銭報酬債権額のうち80%相当分を、当社が新たに発行又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により当社に払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式として引き受けるものとします。PSUとしての金銭報酬債権額のうち20%相当分は当社から金銭によって対象取締役に対して支給されます。なお、当社株式及び金銭の支給時期は中期経営計画の最終年度の業績確定後となります。今回の中期経営計画の業績確定後の2021年9月を予定しております。

5. 評価対象期間中における異動の扱い

評価対象期間中に新たに取締役に就任した場合には、当該取締役に対して在任月数に応じて按分したRSUを付与しますが、PSUは付与対象外と致します。

また、中期経営計画の対象期間の途中で取締役が任期満了、定年及び取締役会が正当と認

める理由により退任した場合には、RSU及びPSUともに在任月数に応じて按分し、PSUはさらに一定の率を乗じた支給ユニット数に応じた報酬債権相当額の全額を金銭により支給するものとします。この場合、支給ユニット数に乗じる当社株価は、当該取締役の退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社株式の平均株価を用いるものとします。

6.報酬不支給の扱い

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した場合には、取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、上記と同様の株式報酬制度を適用する予定であります。

なお、当社子会社の取締役への付与については、平成30年9月27日開催予定の当社第9期定時株主総会における「第3号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件」の可決承認を前提として、当社子会社が開催する株主総会において役員報酬枠の設定と導入制度の概要について承認を経た後、当社子会社の取締役会により個別の報酬額の決議を行う予定です。

以上

株主総会会場案内図



- 会場** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
会議室
電話 03 (6212) 5211
- 最寄駅** J R 線 「東京駅」 日本橋口より徒歩1分
地下鉄 「大手町駅」 B7出口より徒歩2分
「日本橋駅」 A3出口より徒歩4分